

山梨県公報

第二千二百一十一号

平成二十四年

三月十二日

月 曜 日

目次

道路の供用開始(二件).....	一五五
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	一五五
都市計画の変更.....	一五六
公 告.....	一五六
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件).....	一五八
公共測量の終了.....	一五八
韮崎都市計画道路事業の施行について.....	一五八

告 示

山梨県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市小野字カジャ坂三〇二番の一地先から 都留市小野字カジャ坂三二一番の一地先まで	一五七・〇	平成二十四年三月十二日

山梨県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市下小河原町字相の原三二六番の一地先から 甲府市下小河原町字相の原三二一番の一地先まで	一〇三・〇	平成二十四年三月十二日

山梨県告示第百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から七号までの標柱を順次結んだ線及び七号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡	市	町村	大字	字
五	同	南巨摩郡	身延町	帯金	榎島	三三四四番一
四	同	同	同	同	同	同
三	同	同	同	同	同	同
二	同	同	同	同	同	同
一	同	同	同	同	同	同

六	同	同	同	同	同
七	同	同	同	同	同

山梨県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

峡東都市計画道路の変更

（三・四・八号 山梨市駅南線）

（三・四・五号 根津橋通り線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字細野丙五一四三（次の図に示す部分に限る。）	山口和

南都留郡道志村字細野五一八五（次の図に示す部分に限る。） 佐藤道三

南都留郡道志村字細野五一八六（次の図に示す部分に限る。） 大田昌美

南都留郡道志村字岩瀬沢丙六九五二（次の図に示す部分に限る。） 菅谷健治

南都留郡道志村字岩瀬沢六九五二（次の図に示す部分に限る。） 菅谷畔胤

南都留郡道志村字岩瀬沢乙六九五六（次の図に示す部分に限る。） 杉本ま須の

南都留郡道志村字大指乙八四六〇の二六 斎藤光豊

南都留郡道志村字矢崎一〇三八五 澤津勉、水越彦治

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年二月二十日山梨県告示第六十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字上中山九八四二（次の図に示す部分に限る。）	渡辺金七
南都留郡道志村字板橋沢九八七五の内一	渡辺まな
南都留郡道志村字善之木一〇三八八の内一	杉本三作
南都留郡道志村字善之木一〇四四九（次の図に示す部分に限る。）	水越彦治
南都留郡道志村字川村一〇五〇の内一	佐藤吉五郎
南都留郡道志村字白井平二二〇七二の内一（次の図に示す部分に限る。）	水越徳次郎
南都留郡道志村字白井平二二二五二（次の図に示す部分に限る。）	池谷太郎左門
南都留郡道志村字白井平二二五四二（次の図に示す部分に限る。）	池谷高一郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年二月二十日山梨県告示第六十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年三月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字向原九六九五の二八、九六九五の二九	新世不動産（株）
南都留郡道志村字長又二二四九八の内一	池谷裕
南都留郡道志村字長又二二四九八の四	池谷久五郎
南都留郡道志村字長又二二四九八の一九	池谷利男
南都留郡道志村字西向二二六三七の一	池谷興次郎
南都留郡道志村字西向二二六九九の三	池谷竹松
南都留郡道志村字川原畑八一七一の二	佐藤亨幸

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年二月二十日山梨県告示第七十号

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年二月二十日付けで都留市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年三月十二日

- | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|-------|---|---|---|---|
| 一 作業種類 | 公共測量（航空写真撮影・地形図修正） | 山梨県知事 | 横 | 内 | 正 | 明 |
| 二 作業期間 | 平成二十二年十一月十一日から平成二十四年二月十五日まで | | | | | |
| 三 作業地域 | 都留市全域 | | | | | |

● 韮崎都市計画道路事業の施行について

韮崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十二日

- | | | | | | |
|---------------|-------------------------|---|---|---|---|
| 一 都市計画の種類及び名称 | 山梨県知事 | 横 | 内 | 正 | 明 |
| 二 施行者の名称 | 韮崎都市計画道路事業三・四・一号 滝坂下今井線 | | | | |

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 三 事務所の所在地 | 山梨県 |
| 事業地の所在 | 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所 |
| 収用の部分 | 変更なし |
| 使用の部分 | なし |